

「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利用及び提供に関する指針（案）」に関する意見の募集について

平成21年9月14日
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、厚生労働省は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第2項の規定により、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに法第18条に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する情報（以下「レセプトデータ等」という。）の提供を受けることとしています。

厚生労働省に提供されるレセプトデータ等については、一義的には、前述のとおり、医療費適正化計画の作成等に資するためのものですが、一方で、適切に管理した上で学術研究等の公益目的で活用すれば、医療サービスの質の向上等を目指した正確なエビデンスに基づいた施策の推進にも資すると考えられることから、現在、このような考え方も踏まえ、レセプトデータ等の利用及び提供の考え方について、検討を進めているところです。

つきましては、標記の「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利用及び提供に関する指針（案）」に関して広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成21年10月14日（水）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見・ご提案にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、提出していただくご意見には必ず「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利用及び提供に関する指針（案）」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：tekiseika@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【意見書の例】

<「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利用及び提供に関する指針（案）について」>

[宛先] 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 担当宛

[氏名] ○○○○（○○歳）

[企業名・団体名及び部署名] ○○○○

[〒・住所] ○○○○

[電話番号] ○○○○

[ファクシミリ番号] ○○○○

[意見]

・ 該当箇所 ○○ページ○○行目

・ 意見内容 ○○・・・

・ 理由 ○○・・・